明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八一）　二

○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八二）　三

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（一八三）　四

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**六五）　五

〔告　示〕

○船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件（**総務**二五〇）　五

○無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件（**同**二五一）

○船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二五二）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**二六九）

○日本国に帰化を許可する件（**同**二七〇）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一六二一）

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七七一）

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二四三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府　金融庁　法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（財務省）

1　平成二四年に開催される第六七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣で、一枚を容器に入れたものの販売価格を八、〇〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八二号）（財務省）

1　関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷について、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人が報告しなければならない事項並びに当該報告の期限等を定める。（関税法施行令第一二条等関係）

㈡　税関職員が輸出入者等から提出された物件を留め置く場合の手続等を定める。（関税法施行令第九一条の二等関係）

2　貨物の運送のために反復して使用される容器に係る再輸入免税及び再輸出免税の手続について、簡素化を行うこととした。（関税定率法施行令第一六条等関係）

3　この政令は、別段の定めがある場合を除き、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第一九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一八三号）（厚生労働省）

1　一―ナフタレニル（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類等を麻薬に指定することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。